**建設技術アドバイザー派遣事業実施要領**

　土木建設技術職員アドバイザー事業実施要領の全部を改正する。

1. 事業の目的

　　当事業は、公益財団法人　香川県建設技術センター（以下「センター」とい

う）の職員が市町職員に対して土木建設技術に関する助言を行うことにより、

市町職員の技術力の向上を図るとともに、市町が施行する土木建設事業の円

滑かつ適正な工事執行を支援することを目的とする。

1. 事業の内容
   1. 市町職員が現地において土木建設工事の立会、検査を行う場合、市町長

からの依頼によりセンター職員が同行し、設計図書、土木工事共通仕様書

及びその他諸基準に基づき技術的助言を行う。

* 1. （１）のほか、土木建設事業に関する技術的事項について、必要に応じ

　　市町職員に助言を行う。

1. 事業実施の責任

当事業による助言は、市町職員に対して行うものであり、助言に基づく決定

は市町の責任において行う。

1. 実施方法等
2. 理事長は、市町長からの派遣依頼によりセンター職員を派遣する。
3. 当事業は、１年度において原則として１市町につき１件とする。ただし、

理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

1. 派遣申請等
2. 建設技術アドバイザーの派遣を受けようとする市町長は、派遣申請書

（様式第１号）を派遣希望日の２週間前までに理事長に提出する。

1. 理事長は、（１）の派遣申請書を受理した後、申請内容を検討のうえ、

　　派遣を決定した時は、派遣決定通知書（様式第２号）により市町長に通知

　　する。

1. 経費の負担

　　職員派遣に要する経費については、原則としてセンターの負担とするが、そ

の費用が多額となる場合は市町との協議により決定する。

　　　附則

　この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

（様式第１号）

第　　　　　号

年　　月　　日

公益財団法人　香川県建設技術センター

　理事長　　　　　　　　　　様

印

市町長名

建設技術アドバイザーの派遣について（申請）

　建設技術アドバイザー派遣事業を活用いたしたいので、建設技術アドバイザー派遣事業実施要領第５の規定に基づき申請します。

記

　１　事業（工事）名

　２　事業（工事）実施場所

　３　希望する支援（助言）の内容

　４　派遣希望日

（様式第２号）

第　　　　　号

年　　月　　日

市（町）長　　殿

公益財団法人　香川県建設技術センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長

建設技術アドバイザー派遣の決定について

　このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

　１　事業（工事）名

　２　派遣職員の職・氏名

　３　派遣日

　４　費用負担の有無